

建設工事等の予定価格及び最低制限価格の取り扱いについて

令和6年3月26日施行

本町が発注する建設工事等の予定価格及び最低制限価格は次のとおり取り扱うものとする。

- 1 予定価格（税抜き）は、入札前までに契約担任者が操作するパソコンにおけるランダム関数等に基づき算出されたランダム係数に設計金額（税抜き）を乗じて算出した額とする。ただし、当該価格の金額は、1,000円未満の金額は切り上げ、1,000円止とする。
- 2 使用するランダム係数の変動範囲は、0.9900以上1.0000以下とする。
- 3 最低制限価格（税抜き）は、下表に掲げる区分により当該区分に定める算出式による。

工事区分	最低制限価格（税抜き）
土木工事	予定価格の90%
鋼橋及び鋼製の横断歩道橋等の工場制作工事	
土木関連の電気設備工事、電気通信設備工事、機械設備工事	
建築工事（建築関連の電気設備工事、機械設備工事を含む。）	
建築関連の搬送設備工事及び解体工事	予定価格の80%
土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、補償関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務	

- 4 最低制限価格（税抜き）は、100円未満の金額は切り捨てる。
- 5 令和6年4月1日以降に入札公告又は入札執行通知する建設工事等から実施する。